

3.新島

凡 例	
①	堤防(緩傾斜堤防含む)・防潮堤
②	護岸(緩傾斜護岸含む)
③	突堤(ヘッドランド含む)
④	離岸堤
⑤	潜堤・人工リーフ
⑥	消波堤(消波工を含む)
⑦	人工海浜
⑧	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)

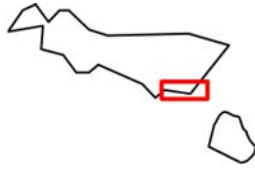
※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L表記である。

区域 番号	島名 (町村名)	海岸管理者	海岸名	海岸の状況	海岸保全施設の状況							受益の地域		維持又は修繕の方法	整備の方針	
					施設の 種類	新設◎ ・ 改良○	規模(現況)			規模(計画)			地域			背後地の 土地利用
							延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)	延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)				
3.1	新島 (新島村)	東京都 (建設局)	ままたうらかいが 間々下浦海岸	砂の美しい海岸で、露天風呂が隣接する。背後の遊歩道、 駐車場等施設は、十分な高さがある。	護岸	○	1490m	8.10	7.13	1490m	8.10	7.13	新島村 間々下	原野	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	既存の海岸保全施設により概ね防護がなされており、ウミ ガメやソナレセンブリ等の海浜植物の生息環境の保全及び 海岸景観との調和を図り、観光客等、海岸利用者の利便 性、安全性を向上させるため整備・改良を検討する。その 際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、 長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。砂浜 の侵食が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施す る。
					消波工		383m	—	—	383m	—	—			目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等 が確認された場合はブロックの追加等を行う。	
3.2	新島 (新島村)	東京都 (港湾局)	にいじまこうかいが ん 新島港海岸	新島港は、新島の西側に位置し、大型定期船や漁船等が利 用している。本海岸では、新島の西部に位置する伊豆諸島 最大級の白砂海岸である。黒根海水浴場では、海水浴やマ リンスポーツ、各種イベントの場としてにぎわう。	護岸		1512m	7.00～ 8.60	6.03～ 7.63	1512m	7.00～ 8.60	6.03～ 7.63	新島村 前浜	住宅地 原野 商業業務用地	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	砂浜が侵食を受けているため、侵食対策として離岸堤等の 整備・改良を検討・実施する。海浜植物の生息環境の保全 及び海岸景観との調和を図り、港湾利用者の利便性に配慮 し、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地 域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命 化計画に基づく維持修繕を実施していく。
					突堤		5基 414m	—	—	5基 414m	—	—			長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	
					離岸堤	◎	9基 1191m	—	—	11基 1271m	—	—			長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	
3.3	新島 (新島村)	東京都 (建設局)	わかたはまかいが ん 和田浜海岸	海浜植物が生育する砂浜はサーフスポットとしても有名 で、島の重要な観光資源である。人工リーフの整備により 砂浜の侵食が抑えられていると考えられる。 背後地は十分な高さがあり、民家は無い。	護岸		32m	7.16	6.19	32m	7.16	6.19	新島村 和田浜	原野	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、ウ ミガメ等貴重な生物の生息環境の保全及び海岸景観との調 和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際 に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、 長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。
					人工 リーフ	○	124m	—	—	124m	—	—			目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等 が確認された場合はブロックの追加等を行う。	
3.4	新島 (新島村)	東京都 (港湾局)	わかごうぎょかいが ん 若郷漁港海岸	若郷漁港は、新島の北西部に位置する天然の湾形を利用し た漁港であり、地元漁船の拠点漁港のほかに高速ジェット 船の接岸にも利用される。海岸背後は、集落が隣接し、海 水浴、マリレジャー等の利用がされている。	突堤		1基 168m	—	—	1基 168m	—	—	新島村 若郷	原野 住宅地	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	砂浜が侵食を受けているため、侵食対策として離岸堤等の 整備・改良を検討・実施する。海岸景観との調和を図り、 漁港利用者の利便性に配慮しながら、海岸利用の促進のた め整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りな がら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕 を実施していく。
					離岸堤	◎ 及び ○	3基 797m	—	—	5基 967m	—	—			長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	
					離岸堤 (潜堤)		1基 47m	—	—	1基 47m	—	—			長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	
3.5	新島 (新島村)	東京都 (建設局)	わかごうかいが ん 若郷海岸	背後は集落が形成されている。若郷前浜海水浴場では、 浜・磯遊び、海水浴等の海岸利用がある。	護岸	○	1279m	8.40	7.43	1279m	8.40	7.43	新島村 若郷	原野 住宅地	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措 置を講じる。	L1津波により、背後地の浸水が想定されるため、津波対策 の護岸施設の整備を検討する。海岸景観との調和を図り、 海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住 民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計 画に基づく維持修繕を実施していく。砂浜の侵食が確認さ れた場合は、必要に応じて点検等を実施する。
					消波工		225m	—	—	225m	—	—			目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等 が確認された場合はブロックの追加等を行う。	

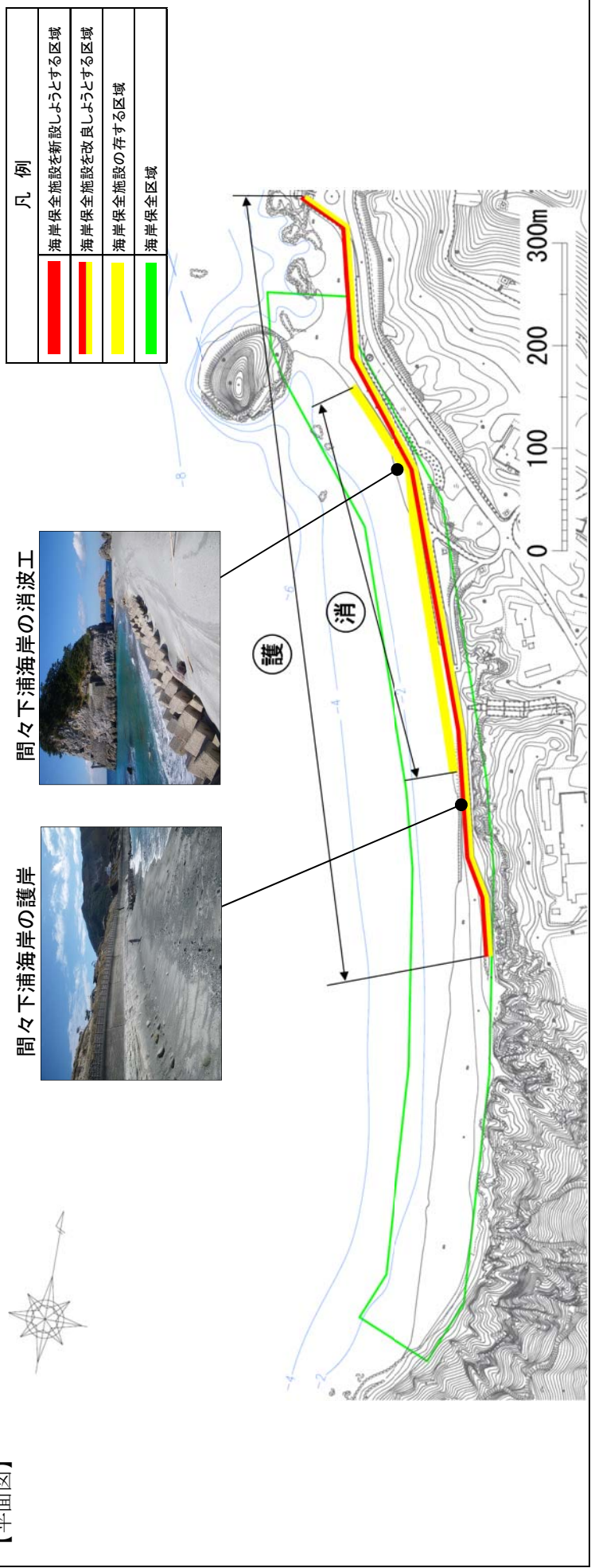
区域 番号	島名 (町村名)	海岸管理者	海岸名	海岸の状況	海岸保全施設の状況						受益の地域		維持又は修繕の方法	整備の方針		
					施設の 種類	新設◎ ・ 改良○	規模(現況)			規模(計画)					地域	背後地の 土地利用
							延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)	延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)				
3.6	新島 (新島村)	東京都 (建設局)	はぶしうらかいがん 羽伏浦海岸	新島の東岸の約半分を占める砂浜海岸が広がり、サーフィン等で利用されている。背後に民家は無い。	護岸	○	826m	2.20～ 8.00	1.23～ 7.03	826m	2.20～ 8.00	1.23～ 7.03	新島村 羽伏浦	原野	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	既存の海岸保全施設により概ね防護がなされており、海岸景観との調和を図り、サーフィン等の海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。砂浜の侵食が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。
					消波工		2965m	—	—	2965m	—	—			目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。	
3.7	新島 (新島村)	東京都 (建設局)	あわいうらかいがん 淡井浦海岸	海食崖に囲まれた優れた自然景観の海岸で、砂浜は安定しているように見える。背後に民家は無い。	施設なし		—	—	—	—	—	新島村 淡井浦	原野	日常巡視を行い、侵食等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。	現時点で顕著な侵食被害はないため、貴重な生物の生息環境及び海岸景観との調和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、海岸侵食、環境の変化が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。	

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

海岸管理者		東京都(建設局)	
海岸名	まましたうらからがわん 間々下浦海岸	間々下地区	
受益の地域	新島村 間々下	背後地の 土地利用	原野
海岸の状況	砂の美しい海岸で、露天風呂が隣接する。背後の遊歩道、駐車場等施設は、十分な高さがある。		
維持又は修繕の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
整備の方針	消波工	目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。 既存の海岸保全施設により概ね防護がなされており、ウミガメやソナレズブリ等の海浜植物の生息環境の保全及び海岸景観との調和を図り、観光客等、海岸利用者の利便性、安全性を向上させるため整備・改良を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づき維持修繕を実施していく。砂浜の侵食が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。	
		位置図	



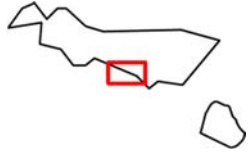

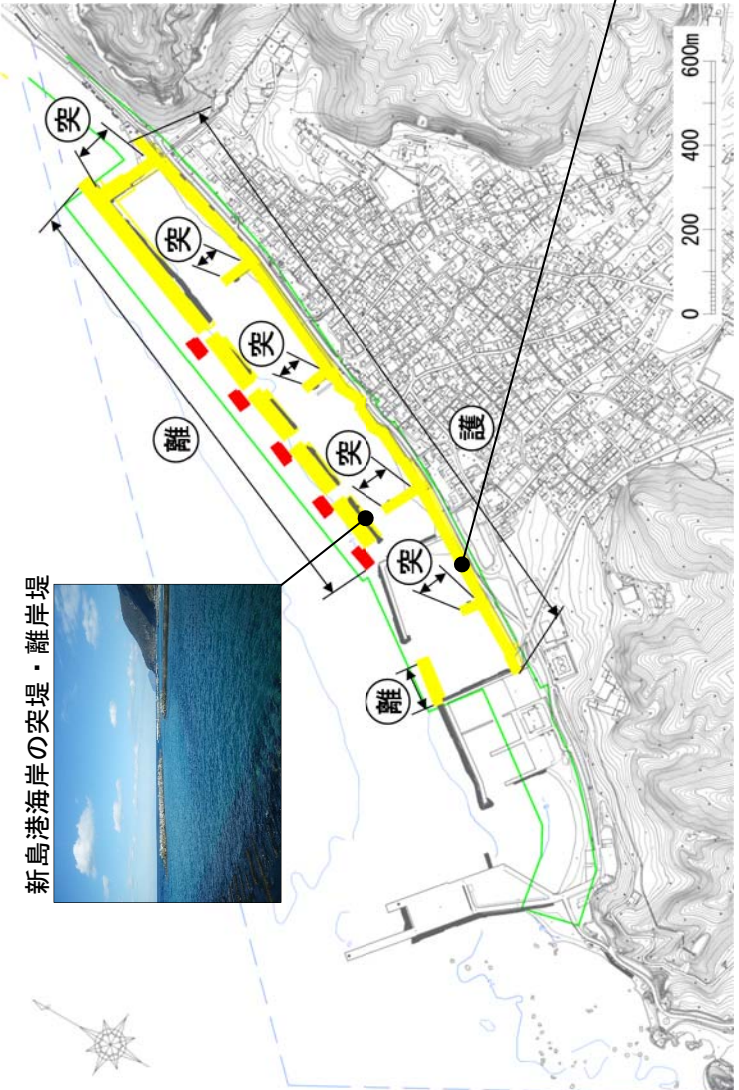
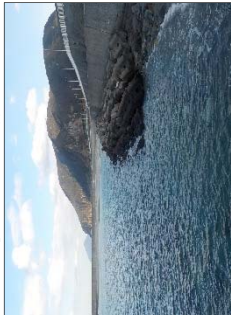
【平面図】



※ 「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L. 表記である。

注) 平成29年4月時点

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

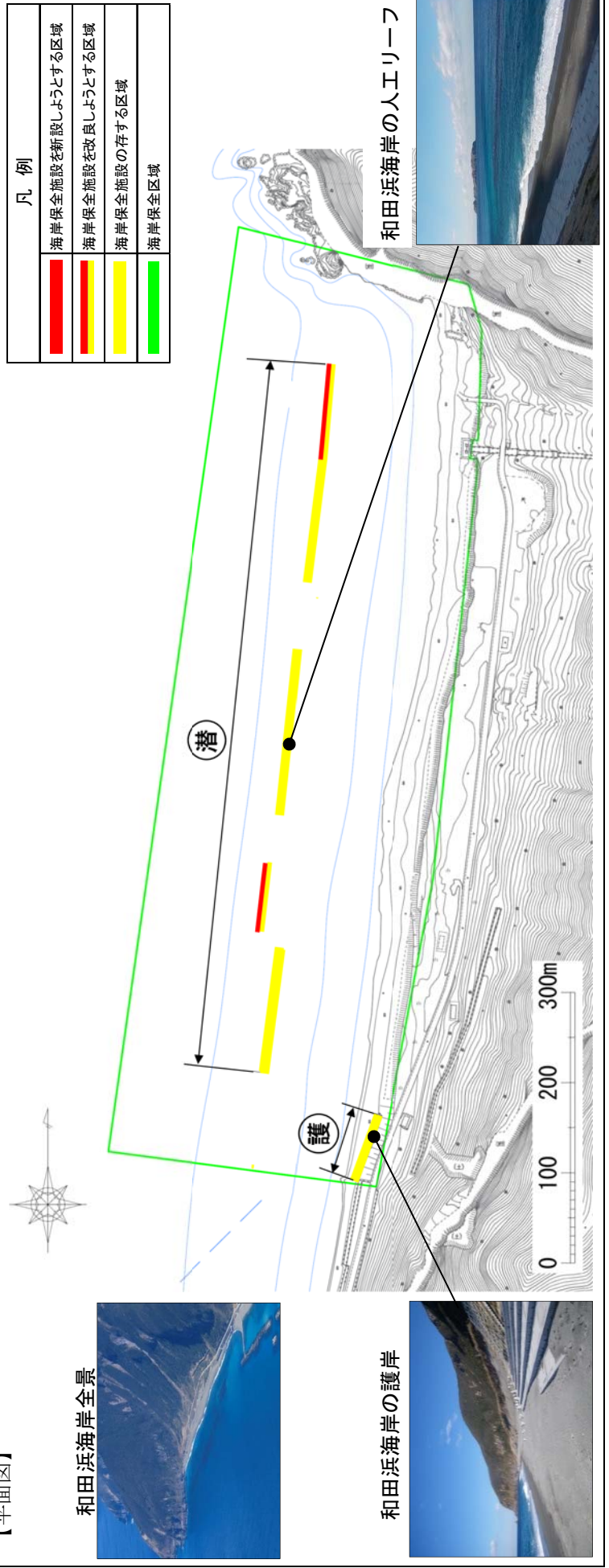
海岸管理者		東京都(港湾局)									
海岸名	新島港海岸 <small>にいしまこうかいがみ</small>	前浜地区	海岸保全施設の状況								
受益の地域	新島村 前浜	住宅地、原野 商業業務用地	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸：1,512m(天端高+7.00～+8.60m) [計画：1,512m(天端高+7.00～+8.60m)] ・突堤：5基 414m[計画：5基 414m] ・離岸堤(新設)：9基 1,191m[計画：11基 1,271m] 								
海岸の状況	新島港は、新島の西側に位置し、大型定期船や漁船等が利用している。本海岸では、新島の西部に位置する伊豆諸島最大級の白砂海岸である。黒根海水浴場では、海水浴やマリンスポーツ、各種イベントの場としてにぎわう。										
維持又は修繕の方法	<p>長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。</p> <p>長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。</p>										
整備の方針	砂浜が侵食を受けているため、侵食対策として離岸堤等の整備・改良を検討・実施する。海浜植物の生息環境の保全及び海岸景観との調和を図り、港湾利用者の利便性に配慮し、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づき維持修繕を実施していく。										
位置図											
【平面図】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>新島港海岸全景</p>  </div> <div style="width: 60%;"> <p>新島港海岸の突堤・離岸堤</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>新島港海岸の護岸</p>  </div>										
凡例	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: red;"></td> <td>海岸保全施設を新設しようとする区域</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: orange;"></td> <td>海岸保全施設を改良しようとする区域</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: yellow;"></td> <td>海岸保全施設の存する区域</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: green;"></td> <td>海岸保全区域</td> </tr> </table>				海岸保全施設を新設しようとする区域		海岸保全施設を改良しようとする区域		海岸保全施設の存する区域		海岸保全区域
	海岸保全施設を新設しようとする区域										
	海岸保全施設を改良しようとする区域										
	海岸保全施設の存する区域										
	海岸保全区域										

※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

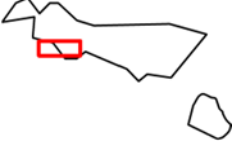
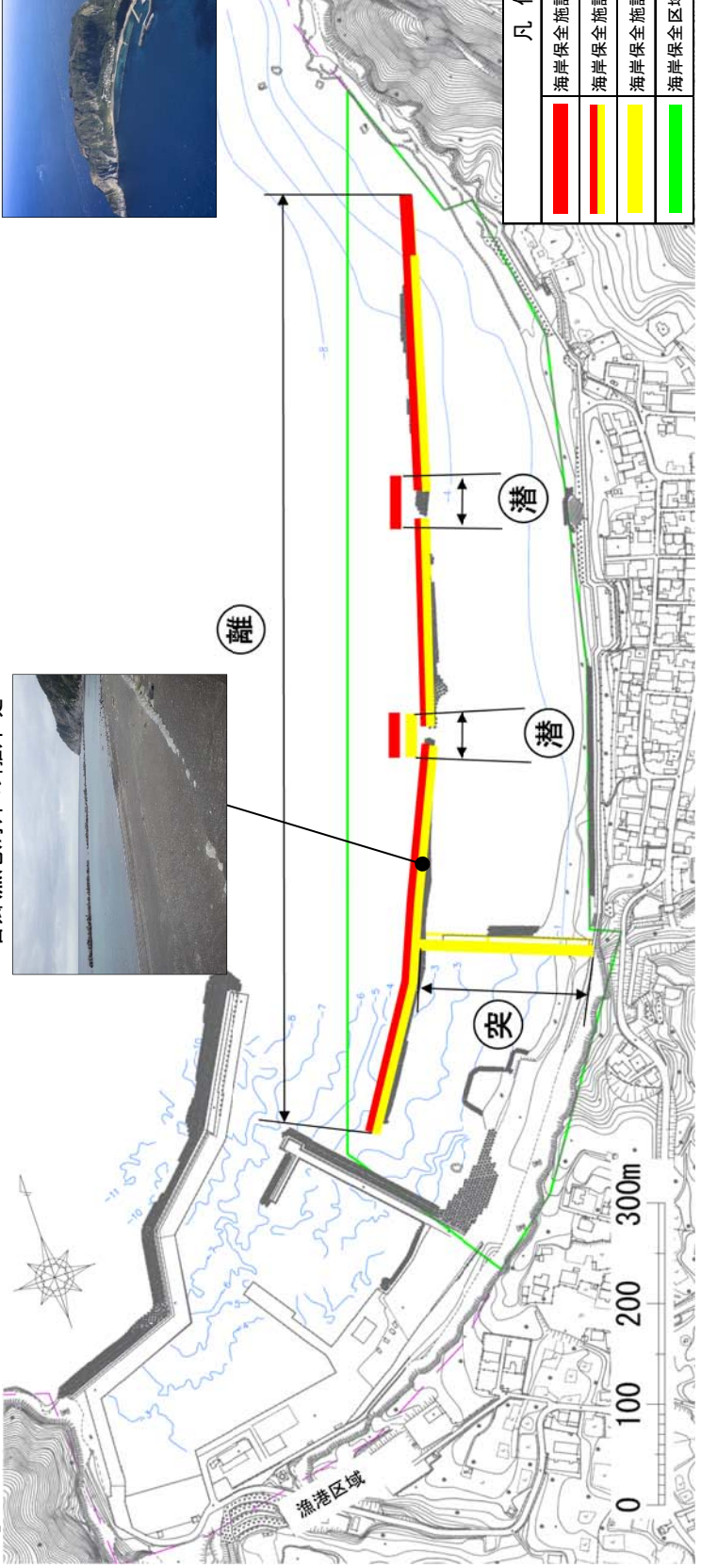
海岸管理者		東京都(建設局)	
海岸名	わだはまがわん 和田浜海岸	地区名	和田浜地区
受益の地域	新島村 和田浜	背後地の 土地利用	原野
海岸保全施設 の状況	・護岸：32m(天端高+7.16m) [計画：32m(天端高+7.16m)] ・人工リーフ(改良)：124m[計画：124m]		
海岸の状況	海浜植物が生育する砂浜はサーフスポットとしても有名で、島の重要な観光資源である。人工リーフの整備により砂浜の侵食が抑えられていると考えられる。背後地は十分な高さがあり、民家は無い。		
維持又は修繕 の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	人工リーフ	目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。	
整備の方針	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、ウミガメ等貴重な生物の生息環境の保全及び海岸景観との調和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づき維持修繕を実施していく。		
	位置図		

【平面図】



※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

海岸管理者		東京都(港湾局)									
海岸名	わかごうぎょまじょうかいがん 若郷漁港海岸	若郷地区	海岸保全施設 の状況								
受益の地域	新島村 若郷	背後地の 土地利用	原野、住宅地								
海岸の状況	若郷漁港は、新島の北西部に位置する天然の湾形を利用した漁港であり、地元漁船の拠点漁港のほかに高速ジェット船の接岸にも利用される。海岸背後は、集落が隣接し、海水浴、マリンスポーツ等の利用がされている。										
維持又は修繕 の方法	突堤 離岸堤 離岸堤(潜堤)	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	位置図 								
整備の方針	砂浜が侵食を受けているため、侵食対策として離岸堤等の整備・改良を検討・実施する。海岸景観との調和を図り、漁港利用者への利便性に配慮しながら、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。										
【平面図】	 <p>若郷漁港海岸の離岸堤</p> <p>若郷漁港海岸全景</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を新設しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を改良しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設が存在する区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全区域</td> </tr> </table>				海岸保全施設を新設しようとする区域		海岸保全施設を改良しようとする区域		海岸保全施設が存在する区域		海岸保全区域
	海岸保全施設を新設しようとする区域										
	海岸保全施設を改良しようとする区域										
	海岸保全施設が存在する区域										
	海岸保全区域										

※「海岸保全施設の状態」の施設天端高は、D.L. 表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 [新島(新島村)]

海岸管理者		東京都(建設局)									
海岸名	わかごうかいがわん 若郷海岸	地区名	若郷地区								
受益の地域	新島村 若郷	背後地の 土地利用	原野、住宅地								
海岸の状況	背後は集落が形成されている。若郷前浜海水浴場では、浜・磯遊び、海水浴等の海岸利用がある。										
維持又は修繕の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
整備の方針	消波工	目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。									
		L1 津波により、背後地の浸水が想定されるため、津波対策の護岸施設の整備を検討する。海岸景観との調和を図り、海岸利 用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維 持修繕を実施していく。砂浜の侵食が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。									
位置図											
【平面図】	<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を新設しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を改良しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設の存する区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全区域</td> </tr> </table> <p>若郷海岸の状況</p> <p>若郷海岸の護岸</p>				海岸保全施設を新設しようとする区域		海岸保全施設を改良しようとする区域		海岸保全施設の存する区域		海岸保全区域
	海岸保全施設を新設しようとする区域										
	海岸保全施設を改良しようとする区域										
	海岸保全施設の存する区域										
	海岸保全区域										

※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

海岸管理者		東京都(建設局)	
海岸名	はぶしょうらのかみがきん 羽伏浦海岸	地区名	羽伏浦地区
受益の地域	新島村 羽伏浦	背後地の 土地利用	原野
海岸の状況	新島の東岸の約半分を占める砂浜海岸が広がり、サーフィン等で利用されている。背後に民家は無い。		
維持又は修繕 の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
整備の方針	消波工	目視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。 既存の海岸保全施設により概ね防護がなされており、海岸景観との調和を図り、サーフィン等の海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づき維持修繕を実施していく。砂浜の侵食が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。	
位置図			

【平面図】

羽伏浦海岸全景



羽伏浦海岸の護岸



※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔新島(新島村)〕

海岸管理者		東京都(建設局)									
海岸名	あわいろうらのかいがん 淡井浦海岸	地区名	淡井浦地区								
受益の地域	新島村 淡井浦	背後地の 土地利用	原野								
海岸保全施設 の状況	・施設なし										
海岸の状況	海食崖に囲まれた優れた自然景観の海岸で、砂浜は安定しているように見える。背後に民家は無い。										
維持又は修繕 の方法	日常巡視を行い、侵食等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。										
整備の方針	現時点で顕著な侵食被害はないため、貴重な生物の生息環境及び海岸景観との調和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、海岸侵食、環境の変化が確認された場合は、必要に応じて点検等を実施する。										
位置図											
【平面図】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>淡井浦海岸の状況</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>施設なし</p> </div> </div>										
凡 例	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を新設しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設を改良しようとする区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全施設の存する区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸保全区域</td> </tr> </table>				海岸保全施設を新設しようとする区域		海岸保全施設を改良しようとする区域		海岸保全施設の存する区域		海岸保全区域
	海岸保全施設を新設しようとする区域										
	海岸保全施設を改良しようとする区域										
	海岸保全施設の存する区域										
	海岸保全区域										

※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。